

県南広域振興局長告示第168号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成10年岩手県告示第952号）で告示した水沢市大師山鳥獣保護区、大東町室根高原鳥獣保護区及び遠野市上郷中山鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 変更後の水沢市大師山鳥獣保護区の区域の表示 奥州市水沢区地内の大師山森林公園の区域
- 2 変更後の大東町室根高原鳥獣保護区の区域の表示 室根高原県立自然公園区域のうち、一関市大東町側の区域
- 3 変更後の遠野市上郷中山鳥獣保護区の区域の表示 遠野市地内の国道283号と市道上郷林崎森ノ下線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道赤羽根番屋線との交点に至り、同点から同市道を西に進み早瀬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み経営体育成基盤整備事業猫川左岸地区支線道路8-1号及び10号との交点に至り、同点から同支線道路を東に進みさらに北東に進み市道上郷林崎森ノ下線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域